

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第66号

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（昭和52年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ふぐ処理師</u> 知事の免許を受けて、業としてふぐの処理に従事する者をいう。</p> <p>(3) 営業 業としてふぐを、食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）し、又は食品として販売の用に供するために処理し、加工し、若しくは料理することをいう。ただし、専ら完全に処理したふぐを譲り受けて販売し、加工し、又は料理する場合及び専ら<u>次条ただし書に規定する者</u>に対して販売する場合を除く。</p> <p>(販売等の禁止)</p> <p>第3条 ふぐは、完全に処理したものでなければ、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために加工し、若しくは料理してはならない。ただし、<u>ふぐ処理師若しくは食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可を受けた魚介類せり売業者、魚介類販売業者若しくは飲食店営業者（第12条第3項の規定による登録を受けた者に限る。）又は規則で定める者</u>に対して販売する場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ふぐ処理者</u> 知事の免許を受けて、業としてふぐの処理に従事する者をいう。</p> <p>(3) 営業 業としてふぐを、食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）し、又は食品として販売の用に供するために処理し、加工し、若しくは料理することをいう。ただし、専ら完全に処理したふぐを譲り受けて販売し、加工し、又は料理する場合及び専ら<u>次条各号に掲げる者</u>に対して販売する場合を除く。</p> <p>(販売等の禁止)</p> <p>第3条 ふぐは、完全に処理したものでなければ、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために加工し、若しくは料理してはならない。ただし、<u>次に掲げる者</u>に対して販売する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>ふぐ処理者</u></p> <p>(2) <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55</u></p>

(処理の従事制限)

第4条 ふぐ処理師でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、第12条第3項の規定による登録に係る営業所において、ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて従事するときは、この限りでない。

(免許)

第5条 ふぐ処理師になろうとする者は、知事の免許を受けなければならない。

2 (略)

3 ふぐ処理師の免許（以下「免許」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して知事が与える。

(1) 知事が行うふぐ処理師試験に合格した者

(2) (略)

4 免許は、ふぐ処理師名簿に登載することによつて行う。

5 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

6 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更があつたときは、当該変更のあつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、免許証の書換えを知事に申請しなければならない。

7 ふぐ処理師は、免許証を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

第1項の規定による許可を受けた魚介類競り売り業者若しくは魚介類販売業者又は同項の規定による許可を受けた飲食店営業者、水産製品製造業者、複合型そうざい製造業者若しくは複合型冷凍食品製造業者であつて第12条第3項の規定による登録を受けたもの

(3) 規則で定める者

(処理の従事制限)

第4条 ふぐ処理者でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、第12条第3項の規定による登録に係る営業所において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けて従事するときは、この限りでない。

(免許)

第5条 ふぐ処理者になろうとする者は、知事の免許を受けなければならない。

2 (略)

3 ふぐ処理者の免許（以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して知事が与える。

(1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者

(2) (略)

4 免許は、ふぐ処理者名簿に登載することによつて行う。

5 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

6 ふぐ処理者は、免許証の記載事項に変更があつたときは、当該変更のあつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、免許証の書換えを知事に申請しなければならない。

7 ふぐ処理者は、免許証を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

8 (略)

(相対的欠格事由)

第6条の2 心身の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるものに対しては、免許を与えないことがある。

(試験)

第7条 第5条第3項第1号に規定するふぐ処理師試験 (以下「試験」という。)は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について行う。

2 (略)

(受験資格)

第8条 試験は、次の各号の一に該当する者 (第6条各号の規定に該当する者を除く。)でなければ、受けることができない。

(1) 処理に従事した年数が通算して2年以上の者

(2) 規則で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

(遵守事項)

第9条 ふぐ処理師は、第12条第3項の規定による登録に係る営業所以外の場所において、業として処理に従事してはならない。

2 ふぐ処理師は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 ふぐ処理師は、ふぐの処理等に関する知識の修得及び技能の向上に努めなければならない。

(措置命令)

第10条 知事は、ふぐ処理師が前条第1項又は第2項の規定に違反したときは、必要な措置をとることを命ずることができる。

(免許の取消し等)

8 (略)

(相対的欠格事由)

第6条の2 心身の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるものに対しては、免許を与えないことがある。

(試験)

第7条 第5条第3項第1号に規定するふぐ処理者試験 (以下「試験」という。)は、ふぐ処理者として必要な知識及び技能について行う。

2 (略)

第8条 削除

(遵守事項)

第9条 ふぐ処理者は、第12条第3項の規定による登録に係る営業所以外の場所において、業として処理に従事してはならない。

2 ふぐ処理者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 ふぐ処理者は、ふぐの処理等に関する知識の修得及び技能の向上に努めなければならない。

(措置命令)

第10条 知事は、ふぐ処理者が前条第1項又は第2項の規定に違反したときは、必要な措置をとることを命ずることができる。

(免許の取消し等)

第11条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消す。

(1)・(2) (略)

2 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、処理に従事することの停止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 業務に関し、当該ふぐ処理師の責に帰すべき理由により、ふぐの毒による食中毒を発生させたとき。

(登録済証の掲示)

第13条 (略)

(ふぐ処理師の設置)

第14条 営業所には、専任のふぐ処理師を置かなければならない。ただし、営業を営む者が、ふぐ処理師である場合は、その者が自らふぐの処理に従事する営業所については、この限りでない。

(免許証及び登録済証の返納)

第16条 ふぐ処理師が第11条の規定により免許の取消しを受けたとき、又は第5条第7項の規定により、再交付を受けた後亡失した免許証を発見したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その免許証を知事に返納しなければならない。登録業者が前条の規定により登録の取消しを受けたとき、又は第12条第6項の規定により再交付を受けた後亡失した登録済証を発見したときの登録済証についても、同様とする。

2 ふぐ処理師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、同居の親族は、30日以内に、

第11条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消す。

(1)・(2) (略)

2 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、処理に従事することの停止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 業務に関し、当該ふぐ処理者の責めに帰すべき理由により、ふぐの毒による食中毒を発生させたとき。

(登録済証の掲示)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録業者は、登録済証に記載された事項のうち規則で定めるものを認識することができないようにして掲示することができる。

(ふぐ処理者の設置)

第14条 営業所には、専任のふぐ処理者を置かなければならない。ただし、営業を営む者が、ふぐ処理者である場合は、その者が自らふぐの処理に従事する営業所については、この限りでない。

(免許証及び登録済証の返納)

第16条 ふぐ処理者が第11条の規定により免許の取消しを受けたとき、又は第5条第7項の規定により、再交付を受けた後亡失した免許証を発見したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その免許証を知事に返納しなければならない。登録業者が前条の規定により登録の取消しを受けたとき、又は第12条第6項の規定により再交付を受けた後亡失した登録済証を発見したときの登録済証についても、同様とする。

2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居の親族は、30日以内に、規

規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出て免許証を返納しなければならない。

3 (略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、登録業者その他の関係者に対し、営業の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2～4 (略)

規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出て免許証を返納しなければならない。

3 (略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者、登録業者その他の関係者に対し、営業の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項に規定するふぐ処理師の免許を受けている者は、この条例による改正後の静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項に規定するふぐ処理者の免許を受けた者とみなす。
- この条例の施行の際現に旧条例第5条第3項の規定によりふぐ処理師の免許を受けることができる者は、新条例第5条第3項の規定によりふぐ処理者の免許を受けることができる者とみなす。
- 旧条例第5条第5項の規定により交付されたふぐ処理師の免許証は、新条例第5条第5項の規定により交付されたふぐ処理者の免許証とみなす。
- この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。